

# 地理的表示の登録商標と登録標章との 連携による国際展開



筑波大学大学院生命環境科学研究科博士課程 児玉 恵理

## 要 約

地理的表示の保護は、商標法による登録商標（地域団体商標）と地理的表示法による登録標章（地理的表示と地理的表示登録標章との併記）がともに活用できる環境にある。地理的表示は登録商標の商標権と登録標章の地域共有の財産になり、それら地域ブランドを日本ブランドへ展開するためには二つの課題がある。第一は二つの法制度における二重登録の権利（財産）間の誤認・混同の関係であり、第二は地域ブランドの登録商標と登録標章との連携がなければ日本ブランドとして国際展開できないことである。地理的表示の保護を総合的にすすめるならば、地域団体商標（商標権）と登録標章（地域共有の財産）との利用・抵触の法整備が必要になる。その法整備をもとにして、我が国の地理的表示は、日本ブランドとして国際展開がはかられることになる。本稿は、登録商標と登録標章およびそれらの二重登録を例示し、それら例示から誤認・混同が想定されるケースを検討する。本稿の目的は、商標法と地理的表示法による地理的表示の利用・抵触関係と、登録商標と登録標章との連携による日本ブランドとしての国際展開について考察することにある。

## 目次

1. はじめに
2. 地理的表示の客体と主体
  - (1) 登録商標（地域団体商標）と権利者
  - (2) 登録標章（地理的表示と地理的表示登録標章（GIマーク）との併記）と登録生産者団体
  - (3) 登録商標（権利者）と登録標章（登録生産者団体）との二重登録
3. 地理的表示の権利（財産）
  - (1) 商標権
  - (2) 地域共有の財産
4. 地理的表示の登録商標と登録標章との連携
  - (1) 登録商標と登録標章との誤認・混同
  - (2) 登録商標と登録標章との利用・抵触
  - (3) 登録商標と登録標章との連携による日本ブランドによる国際展開
5. おわりに

になる。我が国の地理的表示の保護に関する法制度は、特許庁の商標法の地域団体商標制度と農林水産省の地理的表示法が併存することになる。

しかし、それら二つの法制度が地理的表示の保護で併用される中で、客体と主体、そして権利（財産）とに整合性があまり見いだせない。客体は、それぞれ登録商標と登録標章になり、それらに二重登録が見られる。主体は権利者（商標権者）と登録生産者団体になり、権利（財産）は商標権と特定の者に権利の付与がない地域共有の財産になっている。

商標法の地域団体商標制度と地理的表示法との整合性が見いだせないことは、登録商標と登録標章の地域ブランドを日本ブランドとして国際展開するうえで、支障があろう。本稿は、登録商標と登録標章およびそれら二重登録について例示し、それらの誤認・混同について検討する。その検討をもとに、登録商標と登録標章との利用・抵触関係および地域ブランドの登録商標と登録標章との連携による日本ブランドとしての国際展開について考察することが本稿の目的である。

## 1. はじめに

地理的表示の保護については、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）で改めて確認されている（TRIPS協定22条）。地理的表示の保護は、まず商標法の地域団体商標制度において法整備されることになる。そして、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）の法整備が加えられること

## 2. 地理的表示の客体と主体

地理的表示の客体は、商標法の地域団体商標としての登録商標または地理的表示法の地理的表示登録標章（GIマーク）が併記される登録標章になる。地理的表

示の表記は、登録商標と登録標章では違いがある。地理的表示の主体は、登録商標に対しては商標権者であって権利者であるが、登録標章に関しては登録生産者団体であって権利者ではない。

### (1) 登録商標（地域団体商標）と権利者

商標法は、自己の業務に係る商品等に商標を使用する者に商標権を認めることが原則である。その例外に、地域団体商標がある。地名と地域特産品を結合する地域団体商標が商標法で保護されることによって、地域ブランドが注目されるようになる。地域団体商標を登録できる者は、登録主体が事業協同組合等に限定されていたが、商工会、商工会議所およびNPO法人が追加され、地域団体商標の普及・展開がはかられている（商標法7条の2第1項）。地域団体商標制度を利用すれば、絵や図形と組み合わせなくても、あるいは全国的な知名度までがなくても、一定の条件をクリアすれば「地域の名称」プラス「商品・役務名」という組み合わせでも商標登録を受けることができる。「地域の名称と商品・役務名」で登録を認められることで、他地域との差別化が容易になる。それは、地域振興のための地域経済の活性化を図ることにつながり、地域団体商標が全国的な知名度を獲得した著名商標を登録することに他ならない。

地域団体商標の具体例として、たとえば和牛等については、「いわて短角和牛」や「仙台黒毛和牛」など複数の地域団体商標が権利者を全国農業協同組合連合会とする登録商標がある<sup>(1)</sup>。そして、「松阪肉」と「松阪牛」の権利者は、複数で、しかも同じ団体<sup>(2)</sup>から構成される。また、権利者（兵庫六甲農業協同組合）の「三田肉」と「三田牛」と権利者（鳥取中央農業協同組合）の「東伯和牛」と「東伯牛」がある。

地域団体商標として登録される前に団体商標として登録されていたものに、「能登牛」（全国農業協同組合連合会）、「近江牛」（滋賀県食肉事業協同組合、滋賀県同和食肉協同組合、滋賀県家畜商業協同組合、全国農業協同組合連合会）、「佐賀産和牛」（佐賀県農業協同組合）がある<sup>(3)</sup>。また、権利者が異なるが地域団体商標が類似しているといってもよい「十勝和牛」（ホクレン農業協同組合連合会）と「十勝若牛」（十勝清水町農業協同組合）がある。

なお、登録標章と同じ地理的表示の登録商標（地域団体商標）「米沢牛」（山形おきたま農業協同組合）が

ある。また、「神戸ビーフ」は権利者が兵庫県食肉事業協同組合連合会であり、同じ権利者の「神戸牛」と「神戸肉」もある。「但馬牛」は権利者がたじま農業協同組合で兵庫県主に但馬地方産の和牛と兵庫県食肉事業協同組合連合会で兵庫県産の和牛の肉があり、また「但馬ビーフ」は兵庫県食肉事業協同組合連合会が権利者である。

酒類については、清酒に「新潟清酒」（新潟県酒造組合）、「飛騨の酒」（飛騨酒造組合）、「灘の酒」（灘五郷酒造組合）、「広島酒」（広島県酒造組合連合会）がある。また、清酒以外には、「球磨焼酎」（球磨焼酎酒造組合）、「大分麦焼酎」と「大分むぎ焼酎」（大分県酒造協同組合）、「宮崎の本格焼酎」（宮崎県酒造組合）、「奄美黒糖焼酎」（奄美大島酒造協同組合）、「琉球泡盛」（沖縄県酒造組合連合）がある。

### (2) 登録標章（地理的表示と地理的表示登録標章（GIマーク）との併記）と登録生産者団体

地理的表示は、登録された地理的表示であることを示す標章（マーク）を併せて付すことになる（地理的表示法4条1項）。地理的表示であることを示す標章（マーク）が地理的表示登録標章（GIマーク）<sup>(4)</sup>である。地理的表示登録標章（GIマーク）が登録標章（地理的表示）に付加された形態が地理的表示法による登録標章になる。

そして、登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等またはその包装等について、地理的表示を付することができる（同法3条1項）。地理的表示法の生産者団体は、生産者や加工業者が組織する団体であり、複数の団体を登録することも可能である。そして、登録を受けた生産者団体（登録生産者団体）の構成員である生産業者または当該生産業者から当該農林水産物等を直接または間接に譲り受けた者を除き、何人も農林水産物・食品またはその包装に地理的表示または標章を付することはできない（同法3条2項、4条2項）。

登録標章の具体例としては、和牛等については、「特産松阪牛」は登録生産者団体が松阪牛連絡協議会の登録標章（地理的表示）である。そして、「前沢牛」（岩手ふるさと農業協同組合）がある。その他に、登録標章に「神戸ビーフ」（神戸肉流通推進協議会）と「但馬牛」（神戸肉流通推進協議会）および「米沢牛」（米沢牛銘柄推進協議会）がある。

酒類については、地理的表示法では登録標章の適用除外になっている。したがって、酒類に地理的表示登録標章（GI マーク）が付されることはない。

**(3) 登録商標（権利者）と登録標章（登録生産者団体）との二重登録**

登録標章が現状では多くはないので、登録商標（権利者）と登録標章（登録生産者団体）との二重登録例は少ない。その数少ない登録商標と登録標章との二重登録の例として、「神戸ビーフ」は登録商標（兵庫県食肉事業協同組合連合会）と登録標章（神戸肉流通推進協議会）があり、「神戸牛」・「神戸肉」（兵庫県食肉事業協同組合連合会）の登録商標もある（表1参照）。「神戸ビーフ」は「神戸肉」と観念類似し、「神戸牛」は「神戸ビーフ」と「神戸肉」との関連性がある。

表1 神戸ビーフ・神戸牛・神戸肉の登録商標と登録標章との関係

神戸ビーフ	神戸ビーフ 	神戸牛	神戸肉
登録商標（登録番号：第5068214号、商品の区分および指定商品：第29類 兵庫県産の和牛の肉、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会）	登録標章（登録番号：第3号、特定農林水産物の区分：第6類 生鮮肉類 牛肉、登録生産者団体：神戸肉流通推進協議会）	登録商標（登録番号：第5068216号（神戸牛）・第5068215号（神戸肉）、商品の区分および指定商品：第29類 兵庫県産の和牛の肉、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会）	

そして、「但馬牛」では、登録商標（登録番号：第5079367号、権利者：たじま農業協同組合）と登録商標（登録番号：第5083161号、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会）もあり、登録標章（神戸肉流通推進協議会）がある。それらの権利者と登録生産者団体は、関連団体といえるが、将来は関連性の強弱が生じえよう。

なお、「夕張メロン」は、地域団体商標ではない。しかし、「夕張メロン」は登録標章であり、団体商標の登録商標があり、さらに防護標章が複数ある（図1参照）。それらの登録生産者団体と権利者は、「夕張市農業協同組合」であることから、「夕張メロン」の地域団体商標が想起されよう。そして、「夕張メロン」の防護標章が登録されていることから、「夕張メロン」の商品と役務の使用に関して非類似までが考慮しうることになる。

団体商標	 (商標登録の登録番号：第2591068号、商標権者：夕張市農業協同組合、指定商品又は指定役務：29メロンのかんづめ・メロンのびんづめ、31メロン)
地域団体商標	—
地理的表示（登録標章）	夕張メロン  (登録番号：第4号、登録生産者団体：夕張市農業協同組合、特定農林水産物の区分：第2類 野菜類 メロン)

図1 「夕張メロン」の登録商標と登録標章との関係

「但馬牛」と「神戸ビーフ」の地理的表示は、商標権と地域共有の財産が同一の対象に対して与えられている。そして、「夕張メロン」は、商標権者と登録生産者団体が同じである。

**3. 地理的表示の権利（財産）**

商標法における登録商標は、商標権が付与される。他方、地理的表示法における登録標章に対しては、特定な者への権利の付与がない。なお、商標権に関しては、登録商標を信託財産とする信託業法の権利関係がある。

**(1) 商標権**

地域団体商標の商標登録出願が登録査定されると、設定登録により商標権が発生する（商標法18条1項）。登録商標の地域団体商標は、商標権で保護される。商標権の帰属は、商標権の移転・譲渡（同法24条の2第1項）によって移動し、商標権を使用する権利を有する者は、専用使用権の設定（同法30条1項）または通常使用権の許諾（同法31条1項）を受けた者である。専用使用権の設定と通常使用権の許諾は、商標権者が行うことができるが、専用使用権の設定を受けた専用使用権者は通常使用権の移転ができる。ただし、地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない（同法24条の2第4項）。そして、地域団体商標に係る商標権は、専用使用権の設定（同法30条1項）はできないが、通常実施権の許諾を不可とする規定はない。

また、地域団体商標と団体商標および通常の商標に関する出願は、それぞれ相互に変更することができる（同法11条）。たとえば地域団体商標が規定される前

は、地域団体商標の主体となりうるものが団体商標を活用しており、地域団体商標の中には団体商標を継受しているものがある。団体商標は、法人(社団法人等)がその構成員に使用をさせる商標をいう(同法7条)。ところで、団体商標に係る商標権が移転されたときは、原則、通常の商標権に変更されたものとみなされる(同法24条の3第1項)。そのとき、団体商標の団体構成員は、通常使用権者とみなされることになる(同法31条の2第3項)。

なお、商標法とは別に、商標権が信託財産として取り扱われることがある。信託業法では、受託可能財産の制限が撤廃され、知的財産権についても受託することが可能になっている。したがって、商標権が信託として譲渡されると、受託者は、商標権を管理し、管理過程で生み出される利益を受益権として流動化を図ることができる。特許庁への移転登録が効力発生の要件であり、受託者は権利の名義人として商標権者になる。商標権の管理は、商標権の信託譲渡であり、専用使用権と通常使用権の概念を有しない<sup>(5)</sup>。

## (2) 地域共有の財産

地理的表示法では、登録標章に対して特定の者への権利の付与はなく、登録標章は地域ブランドとして地域共有の財産になる。したがって、基本的には、地理的表示法により登録された地理的表示を付する行為には、商標権の効力が及ばないことになる(商標法26条3項)。それに対して、登録申請された農林水産物等またはこれに類似する商品に係る登録商標と、登録申請された農林水産物等またはこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標と同一または類似の名称であるときは、登録が拒否される(地理的表示法13条1項4号ロ)。

登録標章を受けることができるケースに、登録商標と商標権および専用使用権が関与するものがある。登録が拒絶される例外として、登録商標に係る商標権者である生産者団体、専用使用権の専用使用権者である生産者団体、登録商標に係る商標権者の承諾を得ている生産者団体がある(同法13条2項)。ただし、専用使用権が設定されているときは、農林水産物等についての登録をすることについて専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限られる。専用使用権の専用使用権者である生産者団体は、登録商標に係る商標権者および生産者団体以外の専用使用権の専用使用権

者の承諾を得ている場合に限られる。地域団体商標は専用使用権を設定できないことから、上記の専用使用権は団体商標と通常の商標の登録商標との関わりになる。

なお、地理的表示法では、登録の効果として権利の発生をさせないことから、商標権との利用・抵触の調整規定は想定しえないことになる。しかし、商標権と地域共有の財産は同じ対象になる場合があるが、地域共有の財産の対象は登録標章(地理的表示と地理的表示登録標章(GIマーク)の併記)の状態のことである。そうすると、地理的表示登録標章(GIマーク)が登録商標であり、たとえば登録標章(地理的表示)の「神戸ビーフ」や「但馬牛」は登録商標でもあり、登録標章(地理的表示と地理的表示登録標章(GIマーク)の併記)自体が商標権になるケースがある。したがって、登録商標と登録標章との権利(財産)の対応関係から、登録標章(地理的表示)は、商標権と関連づけられれば、たとえば標章権とよぶべき権利が想定できる<sup>(6)</sup>。

## 4. 地理的表示の登録商標と登録標章との連携

登録商標(地域団体商標)と登録標章(地理的表示)との直接の関係とはいえないが、登録標章(地理的表示)と団体商標・通常の商標との類似の関係から自他商品・役務識別力の混同・誤認が起りえよう。そうすると、登録商標と登録標章との相互の関係から、商標法と地理的表示法との利用・抵触関係が想起されるが、その関係は考慮されていない。そのことは、地域ブランドの登録商標と登録標章を日本ブランドとして国際展開するうえでの支障にもなりかねない。

### (1) 登録商標と登録標章との誤認・混同

登録商標は、地域団体商標と団体商標および通常の商標の混同・誤認が推測される。登録商標と登録標章は、権利者と登録生産者団体が同一または関連しているが、将来、そのままの状態であるとは言い切れない。地域団体商標と団体商標および通常の商標ならびに登録標章との権利者と登録生産者団体との関係から、さらに、地理的表示の名称を含む団体商標と通常の商標からの誤認・混同が生じうる。

「但馬牛」は、地域団体商標と登録標章以外に、通常の商標があり、また出願中であるが地理的表示「但馬牛」を含む「但馬牛まん」がある。「但馬牛」は、地域

団体商標に限定されない登録商標と登録標章からなる(図2参照)。「但馬牛」の登録商標の権利者と登録標章の登録生産者団体とは関連性があるが、将来ということであれば異同が生じうるし、通常の商標は登録商標の権利者と登録標章の登録生産者団体とは異なっている。したがって、地域団体商標と団体商標の「但馬牛」、さらに「但馬牛」を含む通常の商標とは、地理的表示自体を直接的ではないかもしれないが、間接的な誤認・混同は生じうる。

通常の商標	<p><b>但馬牛</b></p>  <p>(出願人：有限会社ティーアンドエムズ、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：30 但馬牛まん)</p>
登録商標 (地域団体商標)	<p><b>但馬牛</b></p> <p>(登録番号：第 5079367 号、権利者：たじま農業協同組合、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：31 兵庫県主に但馬地方産の和牛)</p> <p>(登録番号：第 5083161 号、権利者：兵庫県食肉事業協同組合連合会、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：29 兵庫県産の和牛の肉)</p>
登録標章	<p><b>但馬牛</b></p>  <p>(登録番号：第 2 号、登録生産者団体：神戸肉流通推進協議会、特定農林水産物の区分：第 6 類 生鮮肉類 牛肉)</p>

図2 「但馬牛」の登録商標と登録標章との関係

地域ブランドの地理的表示は、県内に複数が存在することがあり、それらが交差することがある(図3参照)。山形県の「米沢牛」は、登録商標(地域団体商標)と登録標章である。ところが、「山形牛」は登録商標(団体商標)であり、「米沢牛」の登録商標(団体商標)もある。さらに、「米沢牛」と「山形牛」が併記される通常の商標がある。「米沢牛」の登録商標(地域団体商標)と登録商標(団体商標)は権利者が同じであるが、それ以外は権利者と登録生産者団体は異なっている。地域ブランドの地理的表示またはそれを含む商標が県内に複数が存在するとき、それらの誤認・混同は複雑化する。

地域団体商標	<p><b>米沢牛</b></p>	<p>(登録番号：第 5029824 号、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：29 米沢産の牛肉、権利者：山形おきたま農業協同組合)</p>
登録標章	<p><b>米沢牛</b></p> 	<p>(登録番号：第 5029824 号、特定農林水産物の区分：第 6 類 生鮮肉類 牛肉、登録生産者団体：米沢牛銘柄推進協議会)</p>
団体商標		<p>(登録番号：第 1457084 号、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：29 牛肉、権利者：山形おきたま農業協同組合)</p>
通常の登録商標		<p>(登録番号：第 4859683 号、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：29 山形県米沢地方で生産された牛と山形県米沢地方以外の山形県で生産された牛を用いてなる牛肉、山形県米沢地方で生産された牛の牛肉と山形県米沢地方以外の山形県で生産された牛の牛肉を用いてなる牛肉製品、山形県米沢地方で生産された牛と山形県米沢地方以外の山形県で生産された牛を用いてなる牛脂、権利者：吉田畜産株式会社)</p>
団体商標		<p>(登録番号：第 4800749 号、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務：29 牛肉、牛肉製品、乳製品、牛脂、ビーフカレー・ビーフシチュー又は牛肉入りスープのもと、牛肉製品入りふりかけ、権利者：全国農業協同組合連合会)</p>

図3 山形の「米沢牛」と「山形牛」の登録商標と登録標章との関係

## (2) 登録商標と登録標章との利用・抵触

地理的表示の保護の二つの法制度は、需要者にとっては品質保証と出所表示および宣伝広告の機能において混乱要因となることがあろう。しかし、商標法における登録商標(地域団体商標)と地理的表示法における登録標章(地理的表示)との利用・抵触は、商標権者と登録生産者団体が同一または関連団体であれば、直接に問題となることはない。登録商標(地域団体商標)と登録標章(地理的表示)との関係は、登録商標

と類似する名称はその商標権者が申請する場合や商標権者の承諾を得ている場合等を除いて不登録となる(地理的表示法 13 条)。その規定からは、登録商標(地域団体商標)と登録標章(地理的表示)との間の利用・抵触は、想定されえないかもしれない。文字による地理的表示においては、登録標章と登録商標との関係に不都合な点は見いださえない。しかし、地域ブランドの地理的表示が登録商標(団体商標)と通常の商標との関係に及べば、そこには利用・抵触は生じえよう。

商標法 29 条は、商標権と他の知的財産権との抵触関係についての調整規定であり、利用関係は想定されていない。ただし、商標が平面から立体へ拡張されたことにより、抵触関係が拡張されている<sup>(7)</sup>。さらに、商標に音などが加えられたことから、商標法 29 条は、商標権と他の知的財産権との利用・抵触関係が想起される状況にあらう<sup>(8)</sup>。通常の商標と団体商標および地域団体商標との間に利用・抵触が想定され、それが登録標章(地理的表示)との間へ拡張される中で、商標権と登録標章(地理的表示)に想定される標章権との利用・抵触の法整備が求められる。

### (3) 登録商標と登録標章との連携による日本ブランドによる国際展開

日本ブランドといえる「日本酒」は、商標法の登録商標(地域団体商標)と地理的表示法の登録標章で保護することはできない。国外の日本酒ブームの中で、地域ブランドの登録商標で日本酒の名称が使用できないこと<sup>(9)</sup>と、酒類が登録標章で除外されていることは、日本酒を日本ブランドとして国際展開するうえで支障がある。地理的表示(登録商標または登録標章)の地域ブランドの日本ブランドでの展開はできないことになる。

酒類の地理的表示は、国税庁が担うことになる<sup>(10)</sup>。国税庁の地理的表示「日本酒」は、「GI マークと地名」が付されている。国税庁は、地理的表示「日本酒」として「山形」<sup>(11)</sup>と「白山」を指定している。それは、コニャックが仏国のコニャック周辺で算出されるブランドのように、「山形」が日本酒という地理的表示の本来の保護になっている。なお、たとえば「灘の酒」は日本酒として著名な地域団体商標であり、その周辺の通常の商標と団体商標を含め、国税庁が地理的表示「日本酒」として指定すれば、「日本酒」の認証になり、指定された日本酒は通常の商標と団体商標および地域

団体商標は商標権で保護される。「GI マークと地名」が付された表記は、登録標章を補完して連携し、「日本酒」が地理的表示(登録商標または登録標章)で保護されることと同じになろう(表 2 参照)。

表 2 登録商標と登録標章との連携による地理的表示「日本酒」の関係

特許庁	農林水産省	国税庁	
登録商標	地理的表示登録標章 (GI マーク)	地理的表示「日本酒」の指定 (GI 山形)	
通常の商標			
団体商標			(登録標章 (地理的表示))
地域団体商標			登録商標 (日本国農林水産省 食料産業局長)

ところで、地域団体商標の「上州牛」(全国農業協同組合連合会)は、テレビコマーシャルで「上州和牛」と表記されている。「但馬牛」は、日本ブランドとして、登録商標の商標権として保護され、登録標章として保護されていることになろう。和牛が日本牛ということにはならないかもしれないが、地理的表示「日本牛」が指向されている。そして、オーストラリア産和牛(WAGYU)は、和牛のブランドと品種に関わりを持っている。地理的表示の登録商標と登録標章との連携による国際展開の観点から、WAGYU と対抗するにしても協調するにしても、地理的表示「日本酒」と同じように、官庁横断で地理的表示「和牛」としての日本ブランドが考慮されてもよいだろう。

## 5. おわりに

地理的表示の保護は、商標法による登録商標(地域団体商標)と地理的表示法による登録標章(地理的表示と地理的表示登録標章(GI マーク)との併記)によっている。地域団体商標においては、同一の地理的表示に複数の権利者と登録標章の例がある。そして、地域団体商標としても登録可能な団体商標があり、地理的表示を含む通常の商標もある。地理的表示においては、商標法の地域団体商標・団体商標・通常の商標の間で誤認・混同が生じうる。そして、商標法の地理的表示に関する登録商標における誤認・混同は、地理的表示法の登録標章へ波及しよう。

ところが、登録商標の方が商標権者に商標権を付与しているのに対して、登録標章の方は地域共有の財産

として特定の者に権利の付与をしていないことから、それら権利と財産との利用・抵触は想定されていない。しかし、登録商標（地域団体商標）と登録標章（地理的表示）が同一であることから、そこには共通の権利が想定できる。登録標章（地理的表示）は、たとえば商標権に対応づけて標章権を想定してもよいだろう。ここに、地理的表示の保護を総合的にすすめるための地域団体商標（商標権）と登録標章（地域共有の財産）との間の利用・抵触とを対応づけられることになる。そこで、商標法 29 条に登録商標と登録標章の利用・抵触規定を設ける必要がある。この地理的表示の二つの法制度における権利（財産）間の利用・抵触関係の法整備による登録商標と登録標章との連携がはかられる。さらに、国税庁の地理的表示の指定とも連携し、日本ブランドとして国際展開することが可能になるだろう。

今後、商標法 29 条の商標権と他の知的財産権との抵触関係は、登録標章（地理的表示）の相互の利用・抵触の関係の規定の整備が求められる。それは、知的財産法と他法との関係からもいえる<sup>(12)</sup>。なお、商標権と他の知的財産権との利用・抵触関係は、商標権の効力の登録商標と同一なものに対する専用権については利用権制度等に対応可能な面があるが、商標権の効力の登録商標と類似なものに対する禁止権に関する対応の問題が残る。

本稿で検討した地理的表示の保護は、特許庁と農林水産省の二つの主務官庁が関わり合う。そもそも、それらの間に調整規定がない。農産物は植物の新品種と関係し、植物の新品種は種苗法で保護される。そして、植物の新品種は、特許法の保護とも関連する。そうすると、地理的表示法と種苗法との関係は、商標法と特許法との関係に対応し、標識法と創造法との関係の構図になる。農林水産物等に関する知的財産制度は、特許庁と農林水産省の知的財産制度を横断する制度設計から総合的にすすめられることによって、我が国の農林水産物等に関する国際的な知的財産戦略がはかられることになるだろう。

#### (参考文献)

- (1) 児玉恵理, “深谷ねぎ産地におけるブランド化対応と課題”, 地理学評論, Vol.90, No.3, pp.241-256 (2017)
- (2) 児玉恵理, “地域ブランドにおける知的財産活用の展開 (特集《第 21 回知的財産権誌上研究発表会》)”, パテント,

Vol.69, No.7, pp.50-56 (2016)

- (3) 高橋梯二, 農林水産物・飲食品の地理的表示: 地域の産物の価値を高める制度利用の手引 (2015) 農山漁村文化協会
- (4) 茶園成樹(編), 商標法 (2014) 有斐閣
- (5) 農林水産省食料産業局, 戦略的知的財産活用マニュアル (2014)  
([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_data/pdf/260401\\_manyuaru.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/pdf/260401_manyuaru.pdf)) (2017.06.01 アクセス)

#### (注)

- (1) 権利者が全国農業協同組合連合会の登録商標は、「いわて牛」、「いわて短角和牛」、「仙台牛」、「仙台黒毛和牛」、「上州牛」、「能登牛」、「飛騨牛」、「しまね和牛」、「豊後牛」である。「近江牛」は、権利者が他の協同組合との共同になっている。
- (2) 権利者は、松阪農業協同組合、多気郡農業協同組合、伊勢農業協同組合、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、津安芸農業協同組合、松阪肉事業協同組合、津食肉事業協同組合、伊勢食肉事業協同組合、松阪地方家畜商業協同組合、松阪飯南家畜商業協同組合である。
- (3) 「能登牛」(全国農業協同組合連合会) は、出願者が JA 全農いしかわで 2007 年 10 月 19 日に石川県内で生産された牛肉として登録されている。「近江牛」(滋賀県食肉事業協同組合、滋賀県同和食肉協同組合、滋賀県家畜商業協同組合、全国農業協同組合連合会) は、2007 年 5 月 11 日に、滋賀県産の牛肉として登録されている。「佐賀産和牛」(佐賀県農業協同組合) は、商標認定を受けた佐賀県経済農業協同組合連合会は解散し、佐賀県農業協同組合に譲渡されている。
- (4) 地理的表示登録標章 (GI マーク) は、我が国と大韓民国・台湾・欧州連合 (EU)・オーストラリア連邦等で、日本国農林水産省食料産業局長が商標権者で商標登録を受けている (<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/161227.html>) (2017.06.01 アクセス)。
- (5) 商標権の管理の規定は受託者が権利の名義人として商標権者といっても、それは専用使用権の設定と同じといってもよいだろう。
- (6) 標章権の見解のひとつの根拠は、信託業法の信託財産 (知的財産) と商標法の商標権との対応関係である。信託業法と商標法とは相容れない法理を背景としている。信託財産 (知的財産) を商標権としていることを地域共有の財産の登録標章 (地理的表示) へ類推して適用すれば、商標権と関連づけた標章権が想定できる。
- (7) 商標法 29 条の改正の経緯において、1998 年 (平成 8 年) の一部改正前は商標権と意匠権または著作権とが抵触する場合のみの調整の規定であったが、同改正で立体商標制度を導入したことに伴って商標権と特許権または実用新案権とが抵触する場合の調整も追加されている
- (8) 現在、商標は、「色彩」、「音」、「動き」、「ホログラム」、「位置」が認められ、さらに諸外国で認められている「におい」等の五感で認知できる商標が加えられてこよう。ホログラム商標やにおい商標では、類似どころか非類似の登録商標の使用形態との間の調整が想定される。

- (9) 原則、日本酒は、「指定商品・指定役務の表示中に「日本酒」を含む商標登録出願の審査における取扱いについて」によって、登録商標の可能性がない。
- (10) 酒類の地理的表示は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」86条の6に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」により、国税庁長官が指定する地域共有の財産である。清酒に山形（山形県）と白山（石川県白山市）、ぶどう酒に山梨（山梨県）が国税庁長官の指定を受けている。その他に、焼酎・泡盛（蒸留酒）に壱岐（長崎県壱岐市）、球磨（熊本県球磨市及び人吉市）、薩摩（鹿児島県奄美市及び大島郡を除く）、琉球（沖縄県）がある。
- (11) 「山形の地酒 清酒ん時代」（寿虎屋酒造株式会社）、「山形の地酒 出羽の四季辛口」・「形の酒 鶴寿千歳」（浜田株式会

社）は、地理的表示「山形」の指定をした日前から使用していた「商標その他の表示」であり、地理的表示「山形」の指定後も、引き続き「山形」の表示が認められている。これは、商標法における先使用权の適用に相当する。

- (12) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）等の一部を改正する法律で設けられたテロ等準備罪（共謀罪）において、その他資金源犯罪に関し、商標法における登録商標に関して商標権等の侵害が規定される。しかし、地域ブランドで共通する地理的表示の保護に関する地理的表示法は、規定されていない。

（原稿受領 2017. 6. 19）

日本弁理士会の  
『特許出願等援助制度』をご活用ください  
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA  
Information

**特許出願等援助制度とは？**

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。（※詳細は右の「利用の流れ」）

利用の流れ

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら  
弁理士の選定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検索